河川協力団体募集要項

1 河川協力団体指定制度の概要

河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

河川協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

2 特に期待している具体的な活動内容及び対象となる区間

（１）特に期待している具体的な活動内容

河川法第５８条の９のうち、特に期待している具体的な活動内容は以下のとおりです。

＜例示＞

① 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
・河川敷（堤防含む）の清掃、除草　等

② 河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
・不法投棄の監視や、河川の安全利用、動植物の生息に関する情報収集や提供　等

③ 河川の管理に関する調査研究
・河川に生息する動植物や、水質に関する調査研究　等

④ 河川の管理に関する知識の普及及び啓発
・ハザードマップの作成、防災情報の普及啓発、安全利用講習や環境学習会の開催　等

⑤ 上記に掲げる活動に附帯する活動
・上記を実施するために必要な草刈りや清掃、事前告知　等

6 提出先

（１）以下の提出先に、持参又は郵送により提出すること。
　ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前９時から午後５時までとし、郵送の場合は、募集期間内必着とする。

〒９９０－９５８０
山形県山形市成沢西四丁目３－５５
東北地方整備局　山形河川国道事務所　河川管理課
TEL　０２３－６８８－８９４２

〒９９８－００１１
山形県酒田市上安町一丁目２－１
東北地方整備局　酒田河川国道事務所　河川管理課
TEL　０２３４－２７－３４９７

〒９９６－００７１
山形県新庄市小田島町５－５５
東北地方整備局　新庄河川事務所　管理課
TEL　０２３３－２２－０２７５

〒９９０－０７３２
山形県西村山郡西川町大字砂子関１５８
東北地方整備局　最上川ダム統合管理事務所　管理課
TEL　０２３７－７５－２３１２

〒９９７－０４０５
山形県鶴岡市上名川字東山８－１１２
東北地方整備局　月山ダム管理所　管理係
TEL　０２３５－５４－６７１１

（２）申請を行うに当たり、希望する活動を行う区間が、河川の管理を管轄する地方整備局の事務所又はダム管理所（以下「事務所等」という。）の複数にまたがる場合には、いずれかの事務所等に提出すること。

7 審査方法

（１）審査方法
　河川協力団体の指定を行うに当たり、事務所等に、審査会を設置し、申請書類の確認及び審査を行います。
　なお、地方整備局長等は、委員会を設置し、審査会の報告の内容について

意見を聴くものとします。

（２）審査基準

① 申請時に提出のあった活動実績報告書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

（ア）継続性：直近おおむね５年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。

（イ）公共性：上記の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。

（ウ）活動姿勢：直近おおむね５年間において、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

② 申請時に提出のあった活動実施計画書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

（ア）実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

（イ）貢献度：河川管理に対する貢献が認められること。

（ウ）協調性：活動に当たって地域（住民、市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること。

（３）ヒアリング

審査会が行う審査に当たっては、申請を行った法人等の出席のもと、ヒアリングを実施します。

また、法人等からヒアリングに出席できる人数は、２名までとし、ヒアリングの日程及び場所については、申請書類の到着後、調整します。

なお、ヒアリングを欠席した場合は、河川協力団体の指定を受けることができません。

8 結果の通知

（１）河川協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、河川協力団体指定証を発行します。

また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。

（２）上記河川協力団体指定証には、法人等の名称及び業務を行う河川の区間を明記し、指定番号の登録を行います。

（３）河川協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理

由を付して書面にて通知を行います。

9 指定後の留意事項

（１）河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、河川協力団体の活動を適正かつ確実に実施していただきます。

（２）河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長に対して活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。

（３）河川協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに事務所等の長に対して、変更の内容を明らかにする書類を提出してください。

（４）河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長の求めに応じ、活動状況について報告を行ってください。

（５）河川協力団体の代表者が変更となった場合又は河川協力団体が解散をした場合には、速やかに事務所等の長に対して報告してください。

（６）河川協力団体の指定を受けた団体は、河川管理者から、河川法第５８条の１０に基づく協力の要請があったときは、当該要請に応じ、協力してください。

10 指定の取り消し

河川協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

ア　河川管理者が河川協力団体に対して行う活動運営についての改善措置命令に違反した場合。
イ　河川協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
ウ　河川協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

11 問い合わせ先

東北地方整備局　山形河川国道事務所　河川管理課
TEL　０２３－６８８－８９４２　FAX　０２３－６８８－８３９２
Ｅメール：
　山形河川国道事務所ホームページの問い合わせコーナーにある、お問い合わせ窓口（ https://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/inquiry/ ）から送信してください。

東北地方整備局　酒田河川国道事務所　河川管理課
TEL　０２３４－２７－３４９７　FAX　０２３４－２７－３３３６
Ｅメール：thr-sakata01@ki.mlit.go.jp

東北地方整備局　新庄河川事務所　管理課
TEL　０２３３－２２－０２７５　FAX　０２３３－２２－０６２３
Ｅメール：thr-shinjyo01@ki.mlit.go.jp

東北地方整備局　最上川ダム統合管理事務所　管理課
TEL　０２３７－７５－２３１２　FAX　０２３７－７５－２０５７
Ｅメール：thr-mogami01@ki.mlit.go.jp

東北地方整備局　月山ダム管理所　管理係
TEL　０２３５－５４－６７１１　FAX　０２３５－５４－６７１０
Ｅメール：thr-gassan01@ki.mlit.go.jp